

社会的養護自立支援拠点事業の実施について

児童相談課

1 概要

児童養護施設や里親等のもとを離れた社会的養護経験者（ケアリーバー）等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を設けるとともに、必要な情報の提供、相談及び社会的養護経験者等の支援に関する関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施するもの

2 事業内容

(1) 相互交流の場の提供

2か月に一度程度、ケアリーバーが気軽に集まれる交流会を実施

(2) 相談窓口の設置

対面・電話（週3日、1日4時間）のほか、常時メールやSNSで相談を受付ける。

(3) 生活補助支援

生活全般の手続きの補助、同行支援などを通じて、自立生活がスムーズに営めるように、寄り添いながら支援を実施

3 実施体制

民間事業者へ委託して実施する。

4 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

(1) 歳入 3,761千円

安心こども基金（補助率1／2） 3,761千円

(2) 歳出 7,646千円

委託料 7,524千円

報償費等 122千円

5 令和8年度のスケジュール（予定）

(1) プロポーザル選定委員会 4月～8月

(2) 契約締結、事業実施準備 10月

(3) 事業開始 11月